

株式会社 関東マツダ 利益相反管理方針

1. 業務方針

弊社は、お客さまの最善利益を最優先に考え、お客さまと弊社の間において利益相反のおそれのある取引等に関して、お客さまの利益が不当に害されることのないよう公正かつ適切に業務を行います。

2. 利益相反の定義

利益相反管理対象取引とは、弊社がお客さまに対して損害保険代理業・自動車整備業・自動車販売業としての サービスを提供するにあたり、弊社または弊社の役職員が、自己の利益または第三者の利益を図るために、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

3. 利益相反管理対象取引の類型・特定方法

（１）利益相反管理対象取引が生じる可能性がある業務

- ① 損害保険代理業
- ② 自動車整備業・自動車販売業
- ③ 自動車事故時のレンタカー貸し出し事業

（２）利益相反管理対象取引の類型

- ① お客さまと当社との利害が対立する取引
- ② お客さまと他のお客さまの利害が対立する取引
- ③ お客さまから入手した情報を不当に利用して、当社または他のお客さまが利益を得る取引。

なお、対象取引の特定については、個別確認のうえ、利益相反管理対象取引の該当性を確認します。

4. 利益相反管理対象取引の具体例

利益相反管理対象取引の具体例として、以下が挙げられます。

- ア. お客さまの保険金請求に関し自動車整備事業等の売り上げを増すため、修理費を不当に上乗せし保険金等を請求する行為。
- イ. お客様の代車費用に係わる保険金請求に関しレンタカー事業の売り上げを増やすため、貸出日数を不当に上乗せし保険金等を請求する行為。
- ウ. お客さまの意向を確認することなく、手数料の高い保険商品や自社に有利な保険商品のみを勧めること。

5. 利益相反管理対象取引の管理方法

弊社は、利益相反管理対象取引を適切に管理します。

利益相反管理対象取引に該当すると判断した場合は、以下の措置を講じます。

- ア. 利益相反管理対象取引の中止、情報の遮断
- イ. 取引条件または方法の変更
- ウ. お客さまへの情報開示と同意取得
- エ. その他、利益相反状態を解消するための措置

6. 管理体制

当社は、利益相反管理を遂行するため、管理部を「利益相反管理部署」とし、管理部長を「利益相反管理統括責任者」、各店舗の店長を「利益相反管理責任者」として対象取引を管理します。

また、これらの管理を適切に行うため、役職員に対して必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることがないように努めます。